

秘密保持規程

(適用範囲)

第1条 この規程は SOS 総合相談グループ（以下 SOS という）のすべての会員、社員に適用する。

(目的)

第2条 この規程は「就業規則第28条（個人情報・秘密保持の取り扱い・内部通報）」に基づき、秘密保持の取り扱いについて定める。

(秘密情報の取り扱い)

第3条 業務上または業務外で知り得た SOS および顧客に関する情報、その他業務に関する一切の情報を許可なく複製および持ち出すことを禁止する。

(電子メール・インターネット等の適正利用)

第4条

1. SOS の電子メール、イントラネット及びインターネット（以下、「インターネット等」という）の利用に関し、次の事項を遵守して、パソコン、スマートフォン、携帯電話その他の情報通信機器（以下、「端末」という）を使用し、適切な情報ネットワーク環境の維持並びに情報の毀損及び漏えいの防止に努めなければならない。
 - ・ SOS が貸与した端末を業務以外の目的で使用しないこと。
 - ・ SOS が指定したウィルス対策ソフトを適正に運用、使用すること。
 - ・ 業務に使用する端末において、ファイル交換ソフトその他の情報管理上問題が発生する可能性があるソフトウェア等又は業務に関係のないソフトウェア等をインストールしないこと。
 - ・ SOS の許可なく、私物の USB メモリ、ハードディスク等の記録媒体又は私物の端末を、業務に利用する端末に接続しないこと。
2. SOS はインターネット等の利用の適正化および秘密情報の管理を図るため、次の各号に定める事項その他必要と認める事項を講ずることができる。
 - ・ 必要に応じて SOS が貸与した端末若しくは会社のサーバーに保存されているデータを閲覧し、又は情報を解析し、会員、社員ごとのインターネット等の利用履歴を確認すること。
 - ・ 必要に応じて、会員、社員が送受信した社用電子メールの内容を閲覧すること。
 - ・ ウィルス感染等を予防するため、特定のホームページへのアクセスを制限すること。

附則

(施行期日)

- 1 本規程は令和4年4月1日から施行する。